

## ペットフード安全法 安全基準に関するQ&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。[リーフレットやマニュアル](#)をご一読の上、これらの Q&A をご活用ください。

**Q.1** ペットフード安全法には、どのような安全基準がありますか。

**A.1** ペットフードの安全を確保するため、農薬、重金属等の上限値を定めた成分規格や、病原微生物に汚染された原材料は用いてはならない等の製造方法の基準が、安全基準として設定されています。

詳細は[こちらのページ](#)に掲載しているリーフレット「ペットフードの安全確保のために」をご参照ください。

**Q.2** ペットフード安全法の成分規格（農薬、重金属等の上限値）の一覧はどこで見ることができますか。

**A.2** [こちらのページ](#)に掲載している資料「ペットフードの安全確保のために」をご参照ください。

**Q.3** 製造した製品が成分規格に適合することは、ロットごとに出荷検査を行う必要はありますか。

**A.3** ペットフード安全法では原料、製品のロットごとの全量検査や報告を義務付けてはいません。製造されるペットフードが定められた規格どおりに安定的に製造されるためには、適切な製造管理及び品質管理が行われていることが重要です。

なお、分析試験については、成分規格で定められた各物質の特性に応じて適切に実施してください。

**Q.4** 販売店としては、自分の仕入れる製品が成分規格に適合していることを確認するため、製造ロットごとに分析試験を実施（あるいは、メーカー又は輸入元からその結果の入手）する必要がありますか。

**A.4** 製造ロットごとに分析試験を実施することまでは求めておりませんので、取り扱う製品が成分規格に適合した製品であることをメーカー又は輸入元に確認してください。

**Q.5.** ペット用飲用水についても、ペットフード安全法の成分規格や製造方法の基準が適用されるのですか。

**A.5.** ペットフード安全法では、重金属、農薬等の上限値を定めた成分規格や、病原微生物に汚染された原材料を用いてはならない等の製造方法の基準を安全基準として定めており、これらはペット用飲用水にも適用されます。

Q6. ペット用飲用水がペットフード安全法の成分規格に合致しているかは、どのように確認すればよいですか。

A6. ペットフード安全法では、重金属、農薬等の上限値を定めた成分規格を安全基準として定めています。必要があれば、「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」（平成 26 年 12 月 22 日付け食安発 1222 第 4 号）等を参考に確認してください。

Q.7 平成 27 年 2 月 20 日より、亜硝酸ナトリウムとメラミンの成分規格が適用されると聞きました。これは、平成 27 年 2 月 20 日より前に製造されたペットフードに対しても適用されるのですか。

A.7 亜硝酸ナトリウムとメラミンの成分規格は、平成 26 年 8 月 20 日に公布され、6 月間の周知期間を設けた後、平成 27 年 2 月 20 日から適用されました。

したがって、製造日に関わらず、平成 27 年 2 月 20 日以降、流通しているペットフードに対して適用されます。

Q. 8 令和 3 年 10 月 1 日より、砒素の新しい成分規格が適用されると聞きました。これは、令和 3 年 10 月 1 日より前に製造されたペットフードに対しても適用されるのですか。

A. 8 砒素の新しい成分規格（無機砒素 2 $\mu$ g/g）は、令和 3 年 4 月 1 日に公布され、6 月間の周知期間を設けた後、令和 3 年 10 月 1 日から適用されます。

したがって、製造日に関わらず、令和 3 年 10 月 1 日以降、流通しているペットフードに対して適用されます。

Q.9 ペットフード安全法では、水分量が 10 %のペットフードを想定して農薬、重金属等の上限値を定めた成分規格（基準値）を設定していますが、水分量が 10 %でない場合の基準値はどうやって計算するのでしょうか。

A.9 水分量が 10 %でない場合、固形分（100 %－水分量）と基準値の比例計算から、当該水分量における基準値を計算します。

例えば、ある物質の基準値が 1 mg/kg の場合（水分量 10 %）、水分量 55 %（固形分 45 %）のペットフードでは、下記のように水分量 55%における基準値 X を計算します。

$$\begin{aligned} \text{固形分：基準値} &= 90 \% : 1 \text{ mg/kg} = 45 \% : X \text{ mg/kg} \\ X &= 1 \text{ mg/kg} \times 45 \% \div 90 \% = 0.5 \text{ mg/kg} \end{aligned}$$

Q.10 水分量 55 %のペットフードを分析したところ、ある種の物質の分析値が 0.5 mg/kg でした。水分量 10 %には、どのように換算すればよいのでしょうか。

A.10 当該製品の水分量が 55 %なので、固形分は（100 %－水分量）＝45 %となります。

水分量 10 %に換算した製品中の当該物質の含有量を X とすると、

$$\begin{aligned} \text{固形分：分析値} &= 90 \% : X \text{ mg/kg} = 45 \% : 0.5 \text{ mg/kg} \text{ の式から、} \\ X \text{ mg/kg} &= 90 \% \times 0.5 \text{ mg/kg} \div 45 \% = 1 \text{ mg/kg、と計算されます。} \end{aligned}$$

Q.11 ペットフードの分析試験の方法はどこに掲載されていますか。

A.11 （独）農林水産消費安全技術センターのページをご覧ください。

[愛がん動物用飼料等の検査法（外部サイト）](#)

Q.12 有機塩素系化合物の DDT（DDD 及び DDE を含む）の成分規格値には、異性体も含まれるのでしょうか。

A.12 DDT の成分規格値は、pp-DDD、pp-DDE、pp-DDT 及び op-DDT の総和です。

[参考：愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行等について（令和3年4月1日付け）（外部サイト）](#)

事業者の方は、ご不明な点は各地方農政局へご照会ください。

北海道農政事務所 011-330-8816

東北農政局 022-745-9384

関東農政局 048-740-5065

北陸農政局 076-232-4106

東海農政局 052-223-4670

近畿農政局 075-414-9000

中国四国農政局 086-227-4302

九州農政局 096-211-9255

内閣府沖縄総合事務局 098-866-1672

[ペットの飼い主のみなさまからのお問い合わせはこちらへ](#)（各地方環境事務所）